

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社大阪メトロサービスと称する。

英文では、**Osaka Metro Services co.,Ltd.**と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 大阪市営交通事業に係る次に掲げる業務
 - (ア) 各種乗車券類の発売
 - (イ) 遺留品取扱
 - (ウ) 建物施設等の維持管理及び環境整備
2. 大阪市営交通事業のうち、地下鉄事業、ニュートラム事業に係る次に掲げる業務
 - (ア) 営業施設等の維持管理及び環境整備
 - (イ) 車両の整備
 - (ウ) 駅運輸業務
3. 食料品、酒類、たばこ、新聞書籍類等の販売
4. 宝くじ、郵便切手、印紙の売りさばき
5. 医薬品の販売
6. コインロッカー、自動写真撮影機の運営並びにたばこ及び飲料自動販売機の管理
7. 飲食店、書店、写真店及びコンビニエンスストアの経営
8. 公共交通機関にかかる乗客の利便・サービス事業の企画開発
9. OSAKA PiTaPa カードの発行及び利用促進
10. 広告の企画、立案、制作、セールスプロモーションの企画
11. 広告掲示案内業務
12. 各種情報の提供サービス
13. 各種イベント券の販売及びイベントの企画、制作
14. ガス、電気及び通信等の公共料金の収納代行
15. 電子機器の販売及びリース
16. 都市交通に関する調査、研究等業務
17. 都市交通事業施設の維持管理、環境整備及び安全対策に関する業務
18. 都市交通事業施設に係る設計及び工事の監理監督等業務

- 19. 損害保険代理業務及び生命保険募集に係る業務
- 20. 不動産の管理運営業務
- 21. 労働者派遣事業
- 22. 建築物の設計及び工事監理
- 23. 衣装、装身具類のレンタル業
- 24. 古物営業法に定める古物商
- 25. 観光土産物の企画、販売
- 26. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式の総数)

第5条 当社が発行することができる株式の総数は、2,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式については、すべて譲渡制限株とし、これを譲渡によって取得するには取締役会の承認を要するものとする。

(名義書換)

第8条 株式を当社以外の者から取得した者（以下「株式取得者」という。）が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録するときは、当社所定の様式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者またはその相続人その他の一般継承人と共同して署名または記名押印のうえ請求しなければならない。

ただし、会社法施行規則第22条第1項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(基準日)

第9条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主または登録質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の同意をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合にはその日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長がこれを招集する。社長に事故または支障があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

- 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対し招集通知を発するものとする。

ただし、総株主の同意があるときはこの限りでない。

(議長)

第11条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故または支障があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、代理権を証する書面を総会ごとに会社に提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2人以上の代理人を選任することはできない。

(株主総会の決議の省略)

第14条 株主総会の決議は、取締役または株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主(当該事項について議決権を行使できるものに限る。)の全員が書面同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面により同意

の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 15 条 株主総会の議事は、その経過の要領と結果及びその他法令に定める事項を議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印し 10 年間本店に備え置く。

第 4 章 取締役

(取締役の員数)

第 16 条 当会社に取締役 3 名以上 7 名以内を置く。

(取締役の選任)

第 17 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の任期)

第 18 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 19 条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役 1 名を選定し、当該代表取締役をもって社長とする。

2 社長は取締役会の決議を執行し会社の業務を総括し、他の取締役は社長を補佐し、かつ会社の業務を分掌する。

3 社長に事故または支障があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役が社長の職務を代行する。

(役付取締役)

第 20 条 取締役会の決議により、取締役の中から副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第 21 条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会において定める。

(取締役の責任に関する定め)

第 21 条の 2 当社は、会社法第 426 条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 前項の規定に基づいて取締役の責任を免除する旨の決議を行ったときは、取締役は、遅滞なく、会社法第 425 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べる旨を株主に通知しなければならない。ただし、当該期間は 1 か月を下ることができない。

3 総株主（責任を負う取締役である者を除く。）の議決権の 100 分の 2 以上の議決権を有する株主が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第 1 項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。

4 当社は、会社法第 427 条の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 取締役会

（取締役会の設置）

第 22 条 当社に取締役会を置く。

（取締役会の招集及び議長）

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集しその議長となる。社長が欠員のとき、または社長に事故もしくは支障があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び監査役に対して発するものとする。ただし、取締役全員及び監査役の同意があるときは、招集手続きを省略することができる。

（決議方法）

第 25 条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、取締役が取締役会の決議事項につき提案した場合において、当該提案につき決議に加わることができる取締役全員が書面により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの

限りでない。

(取締役会議事録)

第 26 条 取締役会の議事は、取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに署名もしくは記名押印する。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。

第 6 章 監査役

(監査役の設置及び員数)

第 28 条 当会社に監査役を置き、その員数は 1 名とする。

2 当社は、前項の監査役が欠けた場合に備え、補欠を選任することができる。

(監査役の選任)

第 29 条 当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の報酬等)

第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任に関する定め)

第 31 条の 2 当社は、会社法第 426 条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 前項の規定に基づいて監査役の責任を免除する旨の決議を行ったときは、取締役は、遅滞なく、会社法第 425 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べる旨を株主に通知しなければならない。ただし、当該期間は 1 か月を下ることができない。

3 総株主（責任を負う監査役である者を除く。）の議決権の 100 分の 2 以上の議決権を有する株主が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第 1 項の規定による定款の定め

に基づく免除をしてはならない。

- 4 当社は、会社法第 427 条の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、250 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 32 条 削 除

第 7 章 計 算

(事業年度)

- 第 33 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

- 第 34 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

- 第 35 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

- 第 36 条 剰余金の配当及び中間配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。

第 8 章 雑 則

(設立に際して出資される財産の価格またはその最低額及び資本金)

- 第 37 条 当社の設立に際して出資される財産の価格は、金 5, 0 0 0 万円とする。

- 2 当社の設立時資本金は、金 5, 0 0 0 万円とする。

(最初の事業年度)

- 第 38 条 当社の最初の事業年度は、当会社設立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

(設立時取締役及び設立時会計参与)

- 第 39 条 当社の設立時取締役及び設立時会計参与は、次のとおりとする。

設立時取締役

大阪府松原市柴垣 1 丁目 1 4 番 2 0 号

清 水 隆 治 郎

大阪府和泉市鶴山台 1 丁目 1 0 番 3 0 号

北 島 元 弘

奈良県生駒市真弓南1丁目5番7号

福田 進

設立時会計参与

大阪市中央区博労町2丁目4番11号 中博ビル405号室

中務 裕之

(発起人の氏名、住所及び引受株数及びその払込金額等)

第40条 発起人の氏名、住所及び発起人が引き受けた株式の数並びにその払込金額等は、次のとおりである。

大阪市西区九条南2丁目34番3号

財団法人 大阪市交通局協力会

普通株式 100株 金5,000万円

(法令の準拠)

第41条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

附則

この定款は、平成18年11月16日から施行する。

附則

この改正定款は、平成19年3月30日から施行する。

附則

この改正定款は、平成20年6月27日から施行する。

附則

この改正定款は、平成21年6月29日から施行する。

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第53条により、監査役の監査の範囲につき会社法第389条第1項の規定による定めがあるとみなされた定款を廃止する。

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第76条第3項により、募集株式の発行等につき、会社法第202条第3項第2号の規定による定めがあるとみなされた定款を廃止する。

この改正定款は平成21年6月29日から適用する。

附則

この改定定款は、平成24年1月26日から施行する

附則

この改定定款は、平成 27 年 9 月 17 日から施行する
附則

この改訂定款は、平成 28 年 2 月 12 日から施行する